

水質事故時の措置について

特定事業場から一定の有害物質又は油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生した時は、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を、速やかに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。

水質事故が発生したら

- ・ 自らの身の安全を確保
- ・ 施設・作業の停止（停止することにより、被害が拡大する場合は除く）
- ・ 関係者・事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡

また、下水道へ流入した場合、直ちに流入を防止する応急の措置を講じ、京都市上下水道局にその状況を通報するとともに、速やかに事故の状況等を「事故届出書」により届け出てください。

事故時の措置（下水道法第12条の9、下水道法第46条の2）

- ・ 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が対象です。
- ・ 応急の措置と京都市上下水道局長への届出が義務づけられています。
- ・ 応急の措置が講じられていない場合、京都市上下水道局長は措置を講ずべきことを命令でき、命令に違反している場合、罰則が適用されます。

* 事故とは

特定事業場内において火災の発生、停電による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態のことです。

* 応急の措置とは

引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管などの施設等への有害物質又は油の供給停止、また、流出を防ぐための土のうの積みあげ、吸着マットの設置による回収のことです。

* 日頃からの備え

取り扱っている物質の性状の確認、連絡体制の整備、事故対応マニュアル等の作成、防災訓練の実施等、水質事故に対して備えておく必要があります。

措置の対象となる物質及び油

(下水道法施行令第9条の8)

- ・水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げるカドミウム等28物質
- ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類
- ・水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる原油等7種類の油

事故時の措置の対象となる物質

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物
六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物
ふつ素及びその化合物	塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物
ダイオキシン類			

水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油

原油	重油	潤滑油	軽油
灯油	揮発油	動植物油	

有害物質または油の流出事故でない場合や、特定事業場でない場合

京都市上下水道局の職員が水質事故に対応する際のマニュアルで、水質事故とは、下水道法第12条の2に規定する排除制限基準及び同法第12条と同法第12条の11に規定する除害施設設置基準（以下、排除基準という）を超えるなどの異常な排水が、事業場から公共下水道に流入する事態又はおそれがある事態が発生する事故と定義づけを行っています。すなわち、下水道法第12条の9に規定しない、有害物質や油以外の水質項目についての事故と、特定施設がない事業場の同様の事故も、水質事故として、応急措置と京都市上下水道局長への届出を指導しています。

京都市上下水道局への通報と届出

受付時間		担当部署	電話番号	FAX 番号
平日の昼間	平日 8:30~17:15	下水道部施設課 水質指導担当	075-672-7829	075-682-2715
夜間と休日	平日 17:15~21:00 休日 8:30~21:00	お客様窓口サービスコーナー	075-672-7770	075-672-7773
	全日 21:00~8:30	緊急ダイヤル	0800-222-3500	—

水質事故届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上 下 水 道 局 長	令和 〇〇年 △△月 ××日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務 所の所在地) 京都市〇〇区△△1丁目2-3	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記 名押印又は署名) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 △△ ⑩ 電話 〇〇〇-△△△△

[illegible]

注意

＊下水道法第12条9に規定しない水質事故については、「下水道法第12条9の規定により、」を取り消し線で消去してください。また、特定事業場でない場合は、「特定」を取り消し線で消去してください。